

# 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、毎年度、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することになっています。

## [令和4年度決算 算定結果]

### 1 健全化判断比率

(単位: %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15. 00)	— (20. 00)	6. 1 (25. 0)	21. 1 (350. 0)

※ 括弧内は早期健全化基準であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに算定されないため「—」を記載している。

### 2 資金不足比率

(単位: %)

下水道事業会計	— (20. 0)
---------	--------------

※ 括弧内は経営健全化基準であり、資金不足比率は算定されないため「—」を記載。

※ 本町の令和4年度決算における健全化判断基準及び資金不足比率は、全て基準を下回っていますが、依然として厳しい財政状況が続いており、今後も健全化に向けた取組を図って参ります。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する詳しい資料は、総務省のホームページでご覧いただけます。

## [参考] 会計区分のイメージ

